

新しい訪問系サービスについて

- 新たに精神障害を個別に支給決定する仕組みに改めるとともに、「障害程度区分」の導入に合わせ、障害の状態やニーズに応じた支援が適切に行われるよう、訪問系サービスを再編する。
- 人員・運営基準や報酬基準については、短時間の集中的な利用と長時間の滞在による利用といったサービス利用の実態に適した内容とするとともに、特に重度の障害者について配慮する。
- 国庫負担基準については、サービスの地域格差が大きい中で、限られた国費を公平に配分する観点から、市町村の給付実績等を踏まえつつ、サービスの種類ごとに、障害程度区分に応じて設定する。

【支援費】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・日常生活支援
- ・行動援護
- ・移動介護

【精神障害者居宅生活支援事業】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動支援

【自立支援給付】

居宅介護

- ・身体介護
- ・家事援助

行動援護

重度訪問介護

重度障害者等包括支援

【地域生活支援事業】

移動支援事業

人員基準

- サービス利用実態に適した内容
- 著しく重度の障害者への配慮

国庫負担基準

- 限られた国費の公平な配分
- 障害程度区分ごとに設定

居宅介護

【利用者】

障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

【サービス内容】

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級 等

【報酬単価】

【基本】

- 身体介護中心、通院介助(身体介護有り) 230単位(30分)~805単位(3時間)
- 家事援助中心、通院介助(身体介護なし) 80単位(30分)~225単位(1.5時間)
- 通院等乗降介助 1回99単位

【加算】

- 早朝又は夜間 25%加算
- 深夜 50%加算

重度訪問介護

【利用者像】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者

区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

①二肢以上に麻痺があること。

②障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

【サービス内容】

居宅における

○入浴、排せつ及び食事等の介護 ○調理、洗濯及び掃除等の家事 ○その他生活全般にわたる援助

○外出時における移動中の介護

※日常生活に生じる様々な介護の自体に対応するための見守り等の支援を含む。

【重度訪問介護加算対象者】

1. +15%・・・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者

○障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

	類 型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者

2. +7.5%・・・区分6の者で、重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

行動援護

【利用者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者

障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

【サービス内容】

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・予防的対応
...初めての場所で不安定になり、不適切な行動に
でないよう、予め目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
...行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切
におさめること等
- ・身体介護的対応
...便意の認識がでない者の介助等

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること
 - ・行動援護従事者養成研修修了者 等
- +
- 5年以上の直接処遇経験(知的障害者や精神障害者等)
※平成21年3月までは3年(経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級
 - ・行動援護従事者養成研修修了者 等
- +
- 2年以上の直接処遇経験(知的障害者や精神障害者等)
※行動援護従事者養成研修修了者は1年(当面の間)

【報酬単価】

230単位(30分)～1,616単位(4.5時間以上)

重度障害者等包括支援

【利用者】

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いもの

区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

【サービス内容】

訪問サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供する。

【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・相談支援専門相談員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

【運営基準】

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制をとっていること。
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保していること。(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成。
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たすこと。

【報酬単価】

- 4時間 700単位
 - ・1日につき12時間を超える分は4時間682単位
 - ・短期入所 890単位/日
 - ・共同生活介護 541単位/日(夜間支援体制加算含む)
- 【加算】
 - ・早朝又は夜間 25%加算
 - ・深夜 50%加算
 - ・食事提供加算 68単位/日

短期入所

【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- ① 障害程度区分1以上である障害者
- ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

【サービス内容等】

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置(本体施設がない場合は必要な生活支援員を配置。)し、これに応じた報酬単価を設定。

【人員配置】

- サービス管理責任者の義務付けなし
- 生活支援員等については必要な数
→ 本体施設の配置基準に準じる

【報酬単価】

- 障害者、障害児それぞれについて、障害程度区分に応じた単価設定。 490単位～890単位
- 医療施設で実施した場合 2,400単位(重症心身障害児・者)、1,400単位(遷延性意識障害児・者等)

居住系サービスについて

居住系サービスについて

	グループホーム	ケアホーム	福祉ホーム
制度の位置づけ	訓練等給付	介護給付	地域生活支援事業
対象者	・就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。 ・障害程度区分が区分2(要介護1程度)以上である者。	・家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く)
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。	管理人の業務 ・施設の管理 ・利用者の日常生活に関する相談、助言 ・福祉事務所等関係機関との連絡、調整
期限	期限なし		
日中活動	就労、就労継続支援等	生活介護又は就労継続支援等	就労、就労継続支援等
利用者負担	・1割負担 ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担		・実施主体の判断による ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担
居住環境	・居室は原則個室		
事業所数	3, 289	2, 433	380
総定員数	31,424人	27,211人	5,387人

※1 グループホーム及びケアホームの事業所数及び総定員数はH19. 10. 1現在(厚生労働省障害福祉課調べ)

※2 福祉ホームの事業所数及び総定員数はH18. 10. 1現在(平成18年度社会福祉施設等調査)による

(障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施設の事業所数及び総定員数。)

施設入所支援

【利用者】

- 夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者

【サービス内容等】

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし。自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定。

【人員配置】

- 夜勤職員
→ 1人～3人以上
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

【報酬単価】

- 180単位～400単位（定員40人以下）

+

(主な加算等(1日につき))

- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)
 - (1)基本加算 28単位
→ 「特別な医療」を受けている者が利用者の2割以上、かつ、利用者の平均区分5以上(経過措置対象者を除く)
 - (2)重度加算 22単位(基本加算を算定している場合に限る。)
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上
①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者、②重症心身障害者
- ・ 重度障害者支援加算(Ⅱ)
→ 強度行動障害を有する者1人につき、基本単位数に応じ、40単位～799単位を加算
- ・ 地域移行加算 :500単位
- ・ 栄養管理体制加算 :12～24単位
- ・ 入院・外泊時の報酬 :320単位 等

【事業所数】 185 (平成19年4月1日現在)

障害福祉計画に基づく サービス基盤の計画的な整備について

各都道府県における障害福祉計画の全国集計結果について(抜粋)

入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

(現在)

退院可能精神障害者数
4.9万人

(平成23年度末)

減少数
3.7万人

障害福祉サービス見込量の推移

(平成18年度)

訪問系
サービス

340万(時間分)

(平成23年度)

522万(時間分)

※対18年度
1.5倍

(平成17年度)

日中活動系
サービス

599万(人日分)

(平成23年度)

825万(人日分)

※対17年度
1.4倍

(平成17年度)

グループホーム
ケアホーム

3.4万(人分)

(平成23年度)

8.0万(人分)

※対17年度
2.4倍

(平成17年度)

施設入所系
サービス

15.0万(人分)

(平成23年度)

13.8万(人分)

福祉施設から一般就労への移行

(現在:平成17年度)

年間 0.2万人

(平成23年度)

年間 0.9万人

※対17年度
3.9倍

「相談支援」について